

＼140年ぶりに**変**わる／

成年年齢

4月から、20歳から**18歳**に引き下げられます。

暮らしにどのような影響がもたらされるのか？
今から心構えをしておきましょう。



成年に達すると何が変わる？

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。



18歳(成年)になったら できること

- ▶ 親の同意がなくても契約できる
携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる
一人暮らしの部屋を借りる など
- ▶ 10年有効のパスポートの取得
- ▶ 国家資格の取得
- ▶ 結婚
女性の結婚可能年齢を16歳から18歳に引き上げ
※ H16.4.2～H18.4.1に生まれた女性は経過措置があります
- ▶ 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる

注意しておきたいこと

一人で契約を結べるようになる反面、結んだ契約を守る責任が生じます。消費者トラブルにご注意ください。

＼ 契約や買い物で「困ったな」と思ったらご相談ください 〓
消費者ホットライン ☎188
銚子市消費生活センター ☎(24) 8194

20歳にならないと できないこと

(これまでと変わらないこと)



- ▶ 飲酒・喫煙
- ▶ 競馬・競輪・競艇の投票券などを買う
- ▶ 養子を迎える
- ▶ 大型・中型自動車運転免許の取得
※ 普通自動車免許は従来と同様「18歳以上」で取得可能



成人式はどうなるの？

名称を「銚子市成人式」から「^{はたち}二十歳のつどい」に改めます。
参加対象はこれまでのとおり20歳になる人です。

